

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第24号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第29号を第30号とし、第24号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) ひとり親世帯臨時特別給付金に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)